第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視等又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。	第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接している場合であつて、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十　［略］	十　［略］
十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室	十一　第四条第一項第八号の発火の危険のある工室
十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となっていることを、目視等及び図面により検査する。	十一　発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となつていることを、目視及び図面により検査する。
十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	十二　第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置
十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視等及び図面により検査する。	十二　発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三　第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備
十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十三　危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十三の二　第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置
十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。	十三の二　無煙火薬を存置する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。
十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備	十四　第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備
十四　危険工室の付近の消火の設備の有無を、目視等により検査する。	十四　危険工室の付近の消火の設備の有無を、目視により検査する。